

労務費等の記載Q&A

	Q	A
1	令和8年4月1日から新たに記載が必要な経費は何ですか？	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び国土交通省令により、次の経費が必要とされています。 ①材料費、②労務費、③法定福利費、④建退共掛金、⑤安全衛生経費
2	なぜ労務費等を記載する必要があるのですか？	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、建設業の担い手を確保するため、労働者の処遇改善に向けた賃金原資の確保と下請事業者までの行き渡り、資材価格転嫁の円滑化による労務費へのしわ寄せ防止対策の一環として、建設業者に公共工事の入札の際に労務費等を記載した工事内訳書の提出が義務化されました。
3	いくらで記載すればいいのですか？算出方法は？	各経費の定義に当てはまる費用について、貴社が見積もる金額を記載してください。
4	該当が無い経費は0円と記載すればいいですか？	該当が無い経費は空欄とせず、0円と記載してください。
5	材料費、労務費、法定福利費、建退共掛金、安全衛生経費の記載のない工事費内訳書を入札書提出時に提出した場合、失格になりますか？	入札書提出時に労務費等の記載がない工事費内訳書を提出された場合は、最低価格入札者となった際に提出を指示された日から起算して原則として2日以内（休日を含まない。）に、労務費等を記載した工事費内訳書が追加提出されなかった場合に失格となります。
6	記載した労務費等の金額次第で失格になりますか？	失格としません。労務費等に関する取扱いについて変更がある場合はお知らせします。
7	追加の工事費内訳書の提出方法は？	持参もしくは電子メールでの提出とします。
8	①材料費とは何ですか？	工事の施工に直接使用される材料の調達費用を指します。具体的には、木材、鉄筋、セメント、ガラス等、工事の完成に直接的に投入される材料の費用です。 なお、再下請先が材料費を必要とする場合には、その分も計上した上で、再下請先に適切に支払うことが必要です。
9	②労務費とは何ですか？	工事の施工に直接携わる労働者に対して支払われる、労働者本人が受け取るべき賃金の原資となる費用です。 基本給相当額（基本給、出来高給）、各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当（家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等）、実物給与（通勤用定期、食事の支給）、臨時の給与（賞与、臨時の賃金、退職金）が含まれます。 また、法定福利費（雇用保険、健康保険・介護保険、年金保険・基金）のうち、被保険者負担分を含みます。それ以外の費用は含まれません。 なお、再下請をする場合は、再下請先の労働者分についても計上した上で、再下請先に適切に支払うことが必要です。
10	③法定福利費とは何ですか？	健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料のうち、現場労働者の事業主負担分を指します。 なお、再下請をする場合は、再下請先の労働者分についても計上した上で、再下請先に適切に支払うことが必要です。 ※専門事業者が元請として工事を請け負う場合、別途、労災保険への加入に必要な費用の計上が必要です。